

2025. 3. 7

静岡県と「遺贈に関する協定」を締結

静岡銀行（頭取 八木 稔）では、相続関連サービスの拡充を目的に、静岡県（知事 鈴木康友）と「遺贈に関する協定」を締結しますので、その概要をご案内します。

なお、遺贈に関する協定の締結は、今回で 11 例目となります。

※協定締結先(10 先)／浜松市、浜松医科大学、日本赤十字社静岡県支部、READYFOR(株)、島田市、吉田町、掛川市、伊東市、磐田市、静岡県立大学

1. 締結日 3 月 14 日（金）

2. 締結の背景、目的など

- 高齢化社会の進展を背景として、相続に関する相談が増加し、お客さまのニーズが高度化・多様化しているなか、静岡銀行では、お客さまの意向に沿った円滑な手続きを支援するため、相続関連サービスの強化に取り組んでいます。
- こうしたなか、「人生最後の社会貢献」として、遺産の全部または一部を公共団体等へ贈与する「遺贈」について、静岡県と協定を締結しました。
- 本締結により、静岡県への「遺贈」を希望されるお客さまに対して、その想いを確実な形として実現できるようお手伝いさせていただきます。

3. 締結式について

- 日 時／3 月 14 日（金）14 時 30 分
- 場 所／県庁別館 8 階第 1 会議室
- 出席者／静岡県 経営管理部長 鈴木 学
静岡銀行 執行役員地方創生部長 中村智浩

<ご参考>紹介スキーム

